

目次

1. マンホールトイレ設置補助金制度について.....	1
1.1. マンホールトイレ設置補助金に関する相談はどこにすればよいか。.....	1
1.2. マンホールトイレ設置補助金を受けるために必要な条件はありますか。.....	1
1.3. 手続きの流れを教えてください。.....	1
1.4. 手続きに必要な書類を教えてください。.....	1
1.5. 申請の事務手続きを第三者に委託することは可能ですか。.....	2
1.6. 申請書や書類の不備があった場合、どうなりますか。.....	2
1.7. 本補助制度が始まる前に購入したマンホールトイレや貯水タンクについて、補助の対象となりますか。.....	2
1.8. 本補助制度が始まる前に設置したマンホールトイレ用の下部構造物について、補助の対象となりますか。.....	2
1.9. 補助金について、川崎市で予算の上限を設けていますか。.....	2
1.10. 上部構造物や貯水タンクの配送費は補助の対象となりますか。.....	2
1.11. 値引き、クーポン、ポイントなどを使用した場合、値引き前か値引き後、どちらの金額が補助対象の金額となりますか。.....	2
1.12. 排水設備新設・増設・改築計画確認申請とはどのような手続きですか。.....	2
1.13. 排水設備新設・増設・改築計画確認申請にあたり、「公共下水道への接続に関する事前協議」が必要ですか。.....	3
1.14. マンションや住宅を新築する際にも本制度に基づく補助を受けることができますか。.....	3
2. マンホールトイレ構造等について.....	4
2.1. 上部構造物（便座）については、既製品を用意する必要がありますか。.....	4
2.2. マンホールトイレ用の照明器具については補助対象となりますか。.....	4
2.3. 下部構造物（排水設備）の工事や、申請に必要な排水設備の図の作成は、どのような事業者に依頼すればよいですか。.....	4
2.4. 下部構造物（排水設備）について相談したいのですが、どこで対応してもらえるか。.....	4
2.5. 下部構造物（排水設備）については、メーカーが作っている既製品でなければならないのですか。.....	4
2.6. 排水設備技術基準に準拠した構造（排水管）とは具体的にどのようなものですか。.....	5
2.7. 排水設備技術基準に準拠した構造（マス）とは具体的にどのようなものですか。.....	5

2.8.	排水設備技術基準に準拠した構造（宅地内最終接続マス、取付管）とは具体的にどのようなものですか。.....	5
2.9.	最終接続マスと取付管は必ず新設する必要がありますか。.....	5
2.10.	マンホールトイレ水源に水道水を使うことは可能ですか。.....	6
2.11.	貯水タンクの容量はなぜ 200 リットル以上を条件としているのですか。.....	6
2.12.	別途水源を確保することが可能と判断できるとはどのような状況ですか。...	6
2.13.	貯水タンクは容量以外に何か条件はありますか。.....	6
3.	災害時の対応について.....	7
3.1.	災害時にマンホールトイレの設置を手伝ってもらうことはできますか。.....	7
3.2.	災害時にマンホールトイレの使用可否をどのように確認する必要がありますか。	7
3.3.	マンホールトイレの排水管が詰まってしまった場合は、どのように対応すればよいですか。.....	7
4.	マンホールトイレの維持管理について.....	8
4.1.	設置したマンホールトイレの点検に関する基準はありますか。.....	8
4.2.	マンホールトイレの排水管が詰まってしまった場合や、壊れてしまった場合はどのように対応すればよいですか。.....	8

1. マンホールトイレ設置補助金制度について

1.1. マンホールトイレ設置補助金に関する相談はどこにすればよいか。

- 危機管理本部 事業調整担当へ連絡してください。

1.2. マンホールトイレ設置補助金を受けるために必要な条件はありますか。

- 必要な条件があります。
- 補助金を受けるためには、要綱で定める要件を満たしている必要があります。主な要件としては、下記のとおりです。
 - マンホールトイレからの汚水を既設の排水設備又は公共下水道まで排水するための下部構造物を新しく設置すること。
 - 市税の滞納がないこと。
 - 他の補助制度との重複受給に該当しないこと。
 - 暴力団員に該当しないこと。

1.3. 手続きの流れを教えてください。

- 手続きは、交付申請→本市による審査→交付決定→排水設備新設・増設・改築計画確認申請（下水道事務所に提出）→対象項目の設置及び購入→排水設備工事完成届（下水道事務所に提出）→完了報告→本市による審査→補助金の支払いの順で手続きを行います。詳しくはマンホールトイレ設置補助金制度HP「手続き方法」をご確認ください。

1.4. 手続きに必要な書類を教えてください。

- 申請に必要な書類は、申請内容によって異なりますが、主に次の書類をご提出いただきます。
 - 川崎市マンホールトイレ設置補助金申請書
 - 排水設備新設・増設・改築計画確認申請書及び申請に必要な書類
詳しくは下記のHPを御覧ください。
<https://www.city.kawasaki.jp/800/page/0000136361.html>
 - 本人確認書類（顔写真のある本人確認書類（運転免許証、パスポート等）の場合は1点とし、顔写真のない官公署等から発行された本人確認書類の場合は2点とする。）の写し
 - 登記簿謄本（法人が手続きをする場合）
 - 委任状（代理人が手続きをする場合）
 - その他、申請内容ごとに定められた書類

- 詳細はマンホールトイレ設置補助金制度HPをご確認いただくか、担当窓口までお問い合わせください。
1. 5. 申請の事務手続きを第三者に委託することは可能ですか。
- 可能です。
 - 代理人が事務手続きを行う場合、交付申請書の委任状欄に委任に関する事項を記載し代理人の本人確認書類が必要となります。
1. 6. 申請書や書類の不備があった場合、どうなりますか。
- 本市から申請者へ連絡し、内容の確認や書類の修正・追加提出をお願いすることがあります。
1. 7. 本補助制度が始まる前に購入したマンホールトイレや貯水タンクについて、補助の対象となりますか。
- 補助の対象にはなりません。
 - また、本市からの決定通知が届く前に購入したマンホールトイレや、貯水タンクの費用も補助の対象になりません。
1. 8. 本補助制度が始まる前に設置したマンホールトイレ用の下部構造物について、補助の対象となりますか。
- 補助の対象にはなりません。
 - また、本市からの決定通知が届く前に設置したマンホールトイレ用の下部構造物に関わる工事費も補助の対象になりません。
1. 9. 補助金について、川崎市で予算の上限を設けていますか。
- 予算の上限を設けています。
 - 本補助金制度には予算の上限があります。予算額に達した時点で受付を終了するため、受付期間内であっても申請できない場合がありますので、ご了承ください。
1. 10. 上部構造物や貯水タンクの配送費は補助の対象となりますか。
- 配送費は補助の対象になりません。
1. 11. 値引き、クーポン、ポイントなどを使用した場合、値引き前か値引き後、どちらの金額が補助対象の金額となりますか。
- 値引き後の金額（実際に支払った金額）が補助対象の金額となります。
1. 12. 排水設備新設・増設・改築計画確認申請とはどのような手続きですか。
- 排水設備とは、宅地内の下水を公道に設置されている公共下水道に流すための排水

管等のことで、土地・建物等の所有者または占有者が設置し、維持管理する設備です。本市上下水道局では、排水設備が適正に計画されているか申請書類にて確認し、完成後は完成届に基づく検査を行っており、マンホールトイレからの汚水を排除するための下部構造物の設置の際も、排水設備新設・増設・改築計画確認申請を行っていただく必要があります。

- この手続きに基づく完成検査が完了しない場合は、補助金の交付を行うことができませんのでご注意ください。

1. 13. 排水設備新設・増設・改築計画確認申請にあたり、「公共下水道への接続に関する事前協議」が必要ですか。

- 建物の増改築に伴い排水設備の増設・改築を行う場合は、公共下水道への接続に関する事前協議が必要ですが、排水設備のみの増設・改築の場合は、公共下水道への接続に関する事前協議は不要です。ただし、排水設備新設・増設・改築計画確認申請は必要となりますのでご注意ください。

1. 14. マンションや住宅を新築する際にも本制度に基づく補助を受けることができますか。

- 新築の際には補助を受けることができませんので、ご理解願います。

2. マンホールトイレ構造等について

2.1. 上部構造物（便座）については、既製品を用意する必要がありますか。

- 必ずしも既製品である必要はありませんが、マンホールトイレは様々なメーカーが使いやすさや収納しやすさ等を考えて作っていますので、既製品を活用することを推奨します。

2.2. マンホールトイレ用の照明器具については補助対象となりますか。

- 照明器具等については補助の対象にはなりませんので、ご理解願います。

2.3. 下部構造物（排水設備）の工事や、申請に必要な排水設備の図の作成は、どのような事業者依頼すればよいですか。

- 下部構造物は宅地内の「排水設備」と呼ばれる設備になります。
- 川崎市下水道条例第6条において「排水設備の工事は、上下水道事業管理者がその工事に関し技能を有する者として指定した川崎市排水設備指定工事店でなければ、これを行ってはならない。」と定められていますので、川崎市排水設備指定工事店に依頼してください。
- 川崎市排水設備指定工事店名簿は、上下水道局のHPで確認することができます。

<https://www.city.kawasaki.jp/800/page/0000083237.html>

2.4. 下部構造物（排水設備）について相談したいのですが、どこで対応してもらえるか。

- まずは、排水設備の工事を実施することができる川崎市排水設備指定工事店に相談してください。その上で詳細な排水設備の基準等については、各区を所管する下水道事務所又は下水道管理事務所に相談してください。
- 川崎市排水設備指定工事店名簿は、上下水道局のHPで確認することができます。

<https://www.city.kawasaki.jp/800/page/0000083237.html>

- 全区：管路保全課
- 川崎区、幸区：南部下水道事務所管理課
- 中原区、高津区：中部下水道事務所管理課
- 宮前区：西部下水道管理事務所
- 多摩区、麻生区：北部下水道管理事務所

2.5. 下部構造物（排水設備）については、メーカーが作っている既製品でなければならないのですか。

- 上下水道局が所管している排水設備必携に準拠した構造であれば、既製品である必

要はありません。

- メーカーが作っているマンホールトイレシステムを設置していただくことも可能ですが、補助できる金額の上限は 600,000 円ですので、ご留意願います。

2.6. 排水設備技術基準に準拠した構造（排水管）とは具体的にどのようなものですか。

- 排水管は、硬質塩化ビニル管を使用することが原則となります。
- マンホールトイレを 1～2 基設置する規模であれば、管径は 100 mm 以上とし、標準勾配は 20‰※、最低勾配は 9‰※となります。
- 多数のマンホールトイレを設置する場合は、別途ご相談ください。（一般的に排水人口が 150 人未満であれば、上記の管径と勾配で問題ありません。）
- 排水管の土被りは、20 cm 以上が原則となります。
- その他、詳細な基準については排水設備必携をご確認願います。

※ 「‰」は、%の 10 分の 1 の単位

2.7. 排水設備技術基準に準拠した構造（マス）とは具体的にどのようなものですか。

- マンホールトイレの便座等を接続させるマスについては、塩化ビニル製マスで、内径が 20 cm 以上※としてください。
- マスの深さは 120 cm 以下としてください。
- その他、詳細な基準については排水設備必携をご確認願います。

※ 排水設備技術基準では、内径 15 cm のマスも認められていますが、上部構造物との接続性を考慮して 20 cm 以上を推奨とする。

2.8. 排水設備技術基準に準拠した構造（宅地内最終接続マス、取付管）とは具体的にどのようなものですか。

- 宅地内最終接続マスは、コンクリート製、塩化ビニル製の 2 種類がありますが、施工性等を考慮して塩化ビニル製とすることを推奨します。
- 宅地内最終接続マスを塩化ビニル製とする場合、内径に応じて構造が異なります。内径が 20 cm の製品を使用する場合は、大曲り構造のマスを使用してください。内径 30 cm 以上の製品を使用する場合は、段差付きの構造としてください。
- 取付管については、硬質塩化ビニル管を使用することを原則とし、管径は 150 mm 以上としてください。
- その他、詳細な基準については排水設備技術基準をご確認願います。

2.9. 最終接続マスと取付管は必ず新設する必要がありますか。

- 排水設備技術基準に準拠した構造であれば、既設の排水設備に接続する構造でも間

題ありません。

2. 10. マンホールトイレ水源に水道水を使うことは可能ですか。

- 可能ですが、大きな地震の際には断水する可能性もありますので、その際のために別途水源を用意することが必要です。

2. 11. 貯水タンクの容量はなぜ 200 リットル以上を条件としているのですか。

- 通常のトイレは、1 回あたり 3～5 リットルの水を使用することから、1 回あたりの水使用量を平均 4 リットルとし、50 回分を賄えるように 200 リットルとしました。

2. 12. 別途水源を確保することが可能と判断できるとはどのような状況ですか。

- マンホールトイレの近くに水道栓がある、または水道のホースを伸ばすことができる場合、水を溜められる設備が既にある場合などを想定しています。

2. 13. 貯水タンクは容量以外に何か条件はありますか。

- 補助の条件は容量以外にありません。

3. 災害時の対応について

3.1. 災害時にマンホールトイレの設置を手伝ってもらうことはできますか。

- 災害時の運用については、申請者または申請者が所属する団体で実施してください。

3.2. 災害時にマンホールトイレの使用可否をどのように確認する必要がありますか。

- 宅地内最終接続マスの蓋を開け、その状態でマンホールトイレ設置用のマスから水を流してください。宅地内最終接続マスから道路側に水が流れていることが確認されていれば、使用可能と判断してください。
- ただし、公道に設置されている下水道管が壊れている場合などについては、下水道の使用制限がかかる場合があります。その際はマンホールトイレの使用も控えてください。また、そのような場合に備えて携帯トイレの備蓄も進めてください。

3.3. マンホールトイレの排水管が詰まってしまった場合は、どのように対応すればよいですか。

- 宅地内の設備に関する維持管理や修理等は、所有者の方に行っていただくものです。排水管が詰まってしまった場合は、川崎市排水設備指定工事店や川崎市管工事業協同組合にご相談願います。

川崎市管工事業協同組合：0120-320-419

4. マンホールトイレの維持管理について

4.1. 設置したマンホールトイレの点検に関する基準はありますか。

- 点検に関する基準は特にありませんが、実際に使用する際は、宅地内最終接続マスの蓋を開け、その状態でマンホールトイレ設置用のマスから水を流してください。宅地内最終接続マスから道路側に水が流れていることが確認されていれば、使用可能と判断してください。
- ただし、公道に設置されている下水道管が壊れている場合などについては、下水道の使用制限がかかる場合があります。その際はマンホールトイレの使用も控えてください。また、そのような場合に備えて携帯トイレの備蓄も進めてください。

4.2. マンホールトイレの排水管が詰まってしまった場合や、壊れてしまった場合はどのように対応すればよいですか。

- 宅地内の設備に関する維持管理や修理等は、所有者の方に行っていただくものです。排水管が詰まってしまった場合は、川崎市排水設備指定工事店や川崎市管工事業協同組合にご相談願います。

川崎市管工事業協同組合：0120-320-419